

住宅用火災警報器が大切な「命」「財産」を守ります！

※ 平成 21 年 6 月 1 日から、全ての住宅に義務付けとなりました。

● 住宅用火災警報器とは、火災が発生した時の煙又は熱を自動的にキャッチし、いち早く警報で知らせる装置です。

なぜ設置が必要なのですか？

住宅火災における死者数が年々増加している状況で、逃げ遅れによる死者数が約 6 割を占めています。そのような状況で、いかにして逃げ遅れによる死者数を少なくするかということから、住宅用火災警報器が義務設置となりました。

早期発見・早期避難に有効！！

① 乾電池タイプ

- ・ 配線作業が不要！
- ・ 取付けはネジ数本

② 家庭用電源(100Vタイプ)

- ・ 電池交換が不要

住宅用火災警報器の煙感知器



(天井取付け式)



(壁取付け式)

※補助警報装置(住宅用火災警報器の付属設備)

高齢者の方、目や耳の不自由な方には、音や光の出る補助警報装置の増設もできます。

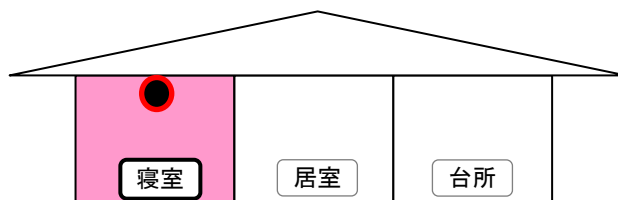
住宅用火災警報器の設置例

下図の ● 印は、住宅用火災警報器を示します。

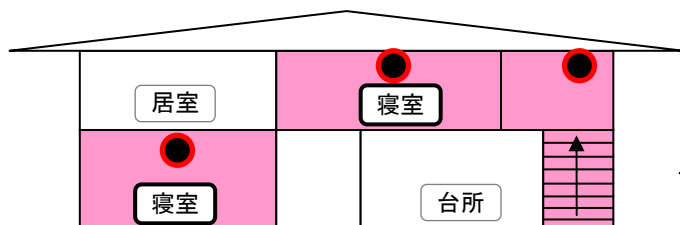
○ 寝室に設置

- ！ * 2 階に寝室がある場合、階段上部の天井又は壁に設置する必要があります。
- ！ * 3 階に寝室がある場合、1 階部分の階段にも設置が必要になります。

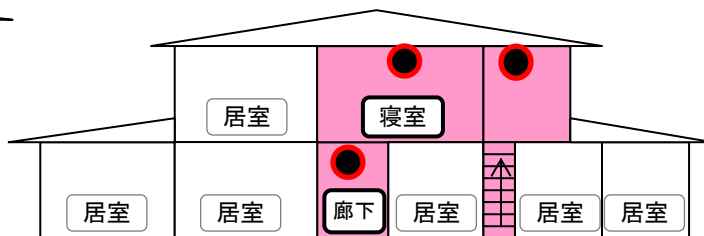
① 平屋建の住宅の設置例



② 二階建の住宅の設置例



③ 1 階に 7 m²以上の居室(寝室を含む)が 5 以上ある住宅の設置例 (1 階に寝室が無い場合は、1 階の廊下に設置が必要です)



- 「NSマーク」が付いている物を購入してください。
- 電器店・消防防災店・ホームセンター等でお求めください。乾電池タイプは、資格がなくても取り付けすることができます。



◇ 悪質な訪問販売に注意してください。 ◇ 業者による点検の必要はありません。

「鑑定」マーク

お問合せ先：須坂市消防本部予防課 Tel.245-0119 (代表) ・ Tel.245-4200 (課専用)
小布施分署 Tel.247-5901 高山分署 Tel.248-0119